

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
1	関西広域連合	A 権限移譲	01.土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	関西広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定、推進している。「広域計画」は3年毎に改訂を行うのに対して、国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」は10年毎の改訂であるなど、時代の変化により的確に対応しにくいものとなっている。また、広域連合は、構成府県市での調整機能を有するとともに、特別地方公共団体として、「関西全体の広域行政を担う責任主体」であり、関西における計画を推し進める主体としてより適切である。 現在、第32次地方制度調査会でも地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されていることから、国土形成計画法の目的である、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会」を実現するためには、関西圏の都道府県・政令指定都市で構成される関西広域連合が関西の計画を策定することが必要である。	国土形成計画法第9条	国土交通省	香崎市	平成26年提案募集管理番号601において議論済み。国土交通省は、「広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。」「広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる」としている。 今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
2	関西広域連合	A 権限移譲	01.土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求めるが、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。	現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たり関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京視点の全国計画の地方版であると言わざるを得ない。 以上のことから、地方創生の更なる推進のためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化のために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	国土交通省		平成27年提案募集管理番号11において議論済み。国土交通省は、「近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。」としている。 今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
3	関西広域連合	A 権限移譲	01.土地利用(農地除く)	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定については、現在、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているものの、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても府県域を超える場合においては、国の関与がないよう、府県単位で区域指定が行われてきた。 本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくなく、設立から9年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立てそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。	都市計画法第5条第4項	国土交通省		平成27年提案募集管理番号12において議論済み。国土交通省は、「都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事務にはなじまない」としている。 今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
4	関西広域連合	A 権限移譲	06 環境・衛生	国立公園の管理のうち、行為許可等権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める(山陰海岸国立公園)。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。 第32次地方制度調査会で地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されているように、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。現代は自然の保護と活用の両立に対する需要が高まっており、国立公園の区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、迅速かつ効率的・効果的な対応が必要とされているところ、現状では圏域に応じて速やかなマネジメントができないと言わざるを得ない。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省		平成26・27年提案募集において議論済み。環境省は、「国立公園は、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国が一義的に保護管理するものである。」としている。当時から情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。
5	関西広域連合	A 権限移譲	06 環境・衛生	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブが発揮にくい。また、過去にも軽微な計画変更に約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。 なお、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することには変わりなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省		平成27年提案募集において議論済み。環境省は、「国立公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定する公園であり、国立公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。」としている。当時から情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。
6	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11_その他	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化及び範囲拡大並びに国との共同事務処理の枠組み創設	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることから、要請権を実質的に行使できないことから、その見直しとともに、要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める。 関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとできるよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることのできる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務を、予め構成府県市から持ち寄ることが必要となる。 しかしながら、持ち寄る段階では移譲を求めたい事務・権限は国にあり、関連する事務・権限のみを広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだせれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、形骸化している。 については、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。 併せて、広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務以外であっても要請権を行使できるよう、要請できる事務の範囲の拡大をお願いしたい。 また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2	総務省		移譲を要請できる範囲の拡大を求める点については、平成26年提案募集管理番号66、平成28年提案募集管理番号235において議論済み。 移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める点については、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
8	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	専門職大学の設置に係る認可基準の緩和	地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体との協定による緩和を求める。	地方の各主体による高等教育機関の誘致や設置の取組がある一方で、専門職大学設置希望者からは、設置基準が一律に学問研究の色彩の強い「大学」と同様の内容となっており、ハードルが高いとの声もある。設置基準で必要な体育館や図書館などについて、「特別の事情かつ研究に支障がなければこの限りでない」ともされるなど、裁量により明確な基準が示されていないことから、誘致や設置に係るハードルも実質的に高くなっている。また、人口減少が進む中、地域では社会教育施設等の持続可能な運営が求められている。自治体においては、これらの施設を有効に活用したいと考えているにもかかわらず、専門職大学設置基準により、地域ストックの有効活用が行えない。現在、第32次地方制度調査会でも、地域ストックの有効活用が求められていることから、設置基準の緩和が必要である。	専門職大学設置基準第8章(第4条、第8条、他)	文部科学省	浜松市、宇和島市	自治体が希望に反して既存施設を有効活用できないという具体的なニーズが示されておらず、また、専門職大学のみを活用させる理由も不明確であることから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
10	関西広域連合	A 権限移譲	07.07.産業振興	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限の移譲	人材の受け皿となる中小企業の経営強化を図るため、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限について、複数府県に跨がるものは、関西広域連合へ移譲を求める。	当該権限については、地区組合の地区、もしくは中小企業者及び組合等が共同で作成した場合の代表者もしくは個別中小企業者の主たる事務所の所在地が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されていることにより国と地方の二重行政となっており、事業者にとっても利便性が損なわれている。	中小企業等経営強化法第8条、第9条、第60条第1項	経済産業省		現行制度における支障事例、制度改正による効果等、制度改正の必要性が具体的に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
12	富山市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地)	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更において、変更理由が農家住宅、農家分家住宅の場合にかかる県との協議・同意の廃止	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更において、変更理由が農家住宅、農家分家住宅の場合に限る、県との協議・同意を廃止する。	市町村は、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更(農振除外)の手続きに多くの時間を要している。その主な要因として、市町村で届出書類の審査を行い、県へ書類を提出した後、県でも再び同様の書類審査を行っていることにある。市で地域の実情を把握し、適正な農用地利用計画であると審査したものを、県で再度同様の審査を行うことは、二重行政による不要な事務手続きにほかならず、期間短縮の大きな妨げとなっている。また、審査後に県で協議を行い、計画変更の公告縦覧を経て知事同意を得る必要があるが、過去に農家住宅、農家分家住宅の農振除外において、県の不同意は1件もない。しかしながら、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項より、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとあるため、本市では農振除外に約6か月の期間がかかり、迅速な地域住民サービス及び農地の有効な利活用の支障となっている。農業の健全な発展を図るためには、農業を営む者の農家住宅、農家分家住宅は必要不可欠である。その農振除外に約6か月もの期間がかかっては、効率的な営農を構想しても1作分の遅れが生じ、効率的かつ安定的な農業経営を営むことができない。なお、農家住宅、農家分家住宅に限っては、他市にまたがることなく、一市町村内で完結するため、農地のマクロ管理や広域調整の観点からも、都道府県知事との協議・同意は不要である。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農林水産省	花巻市、福島市、蓮田市、川崎市、座間市、高岡市、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、犬山市、草津市、熊本市、鹿児島市	平成29年提案募集管理番号32において農家住宅・農家後継者住宅の設置に伴う農用地利用計画の変更について「軽微な変更」とすることを求める提案があり、農林水産省からは、「都道府県は、同意協議により、集团的農地の中央部に住宅を建設しようとする変更案について建設用地を集团的農地の緑辺部に誘導するなど、計画変更が自ら定める農業振興地域整備基本方針における農用地等の確保、農業経営の規模の拡大等に係る考え方に適合したものとする必要がある」との回答があるとともに、平成30年3月30日29農振第2589号通知によって、農家住宅の建設に係る農業振興地域整備計画の変更事務手続の迅速化を図るための措置について周知する対応がなされているもの。以上の対応を踏まえてもお改めて議論する必要性が認められるような、当時から的情勢変化や新たな支障事例等が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
13	富山市	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地)	農地転用許可申請における必要な資力及び信用があることを証する書面の添付の緩和	農地転用許可申請において、農家・農家分家・自己用住宅の場合に限り、必要な資力及び信用があることを証する書面の添付を不要とする。	農地転用許可申請書には、「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」について、費用の多寡を問わず添付しなければならないとあるが、自己用住宅等の建設については、事業費も少額であり、事前に住宅建設業者と資金面での相談がなされているため、転用申請の際にも添付を求めることは申請者の負担が大い。住宅資金については、金融機関からの借入れだけでなく、親や親族からの借入れのケースもあり、親族の預金残高まですべて確認させることは至極失礼にあたる。また、必要経費の積算に担当職員の労力と時間を要することや、申請期限までに添付がなければ、翌月の申請扱いとなり、転用許可に1ヵ月の遅れが生じる。	農地法第4条第6項第3号及び第5条第2項第3号 農地法施行規則第30条第4号及び第57条の4第2項第1号	農林水産省	福井市、上田市、犬山市、五島市	平成30年提案募集管理番号711において、添付書類に係る運用の柔軟化に関する提案があり、当該提案への対応として、源泉徴収票や青色申告書のような、客観的に資力や信用が証明できる書類の写しが証明書類として認められることが明確化されるなど、当該添付書類については、現行制度の下でも柔軟な対応が可能となっているところ。このような現行制度下での対応を行ってもなお議論する必要性が認められるような、新たな支障事例等が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
18	逗子市	B 地方に対する規制緩和	08 消防・防災・安全	床面積10㎡以下の防災備蓄倉庫について建築確認を不要とする見直し	「自治体が設置及び認めた防災倉庫のうち、床面積10㎡以下のもの」については、建築基準法第2条第1項に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要とすること。	小規模な既製物置等が備蓄倉庫として活用されている事例を踏まえ、土地に自立して設置する小規模な倉庫(物置等を含む。)のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要との見解が示された(「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」平成27年2月27日国住指第4544号)。 これを受けて、当市の所在都道府県においては、小規模な倉庫を「奥行き1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が2㎡以内」として取り扱うこととされたが、防災倉庫はその地域の防災備蓄倉庫として設置されるもので、床面積が2㎡以内では不十分であり、依然として建築確認等の手続きが大きな負担となっている。	建築基準法第2条第1項及び第6条第1項、「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(平成27年2月27日付国住指第4544号)	国土交通省	岩手県、盛岡市、高崎市、相模原市、茅ヶ崎市、新潟市、豊橋市、豊田市、犬山市、枚方市、兵庫県、奈良市、宮崎市	平成26年提案募集管理番号217において、専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に建築確認申請を不要とすること等を求める提案があり、議論を行った結果、「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」平成27年2月27日国住指第4544号において、「土地に自立して設置する小規模な倉庫(物置等を含む。)のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする。したがって、建築確認等の手続きについても不要である。」と示されたところ。 今回頂いた提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、上記技術的助言を踏まえた特定行政庁による対応が可能となっているところ、当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
21	高岡市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	NPO法人設立に係る手続の提出書類の見直し	(事業計画書・活動予算書) NPO法人認証申請書類の事業計画書・活動予算書について、それぞれ設立年度分と翌事業年度分の提出が求められているが、申請する団体が従来から特定非営利活動を行っていた場合は、翌事業年度分については、その実施団体の直近の事業報告書・決算書で代替できるものとする。 (登記事項証明書) NPO法人設立後の提出書類の中に、登記事項証明書が含まれているが、登記事項証明書の写しのみ提出が可能とする。	【現状・課題】 本市では、地域における市民ニーズが多様化する中、各種団体等と連携し、事業の実施等を通して課題解決に取り組んでおり、市内では自治会等のコミュニティ活動をはじめボランティア、NPO活動等の多様な主体による活動機会が増えてきている。 しかしながら、人口減少・少子高齢化に伴い、地域における生活環境や生活様式が変化し、地域課題はますます複雑化してきており、自治会組織等の高齢化、担い手不足もあり、コミュニティ活動の維持・継続自体が困難な状況が出始めている。 【支障事例】 地域運営組織は、地域内の施設を拠点として、当該地域に関する活動や事業を行っていくことで活動の充実が図られる。円滑な施設管理や事業運営を進めるためには、法人格をもった組織とすることが適当であり、設立に係る費用負担が少ないNPO法人になることで地域活動の活性化を推進する場合、設立手続に必要な書類が多いなど、住民の負担感が強い。	特定非営利活動促進法第10条、第13条	内閣府	盛岡市、宇和島市、高松市、鳥取県	提案団体の目指すコミュニティ活動の維持・継続に当たり、現行のNPO法人設立手続の煩雑さがどのように支障になるのかや、手続簡素化により期待される効果等が具体的に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
26	松原市	A 権限移譲	01_土地利用(農地除く)	区域区分の決定・都市計画区域の整備、保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、所在都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	横須賀市	平成26年提案募集管理番号81、82、658、839、875において同様の提案があったが、国土交通省からは「区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることが適当」と回答があったところ。今回頂いた提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
27	松原市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	利用者負担額に係る行政不服審査法に基づく審査請求手続の公立と私立における施設別による差異の解消	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問すること及び不服申立前置が適用されないよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(私立幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条第2項、第5項	総務省、厚生労働省	滝沢市、館林市、新潟市、浜松市、刈谷市、大山市、京都市、神戸市	令和元年提案募集管理番号26において、「議会への諮問の例外として審査請求を全部容認する場合」の追加を求めた提案があったが、この検討の中で、公立の保育所等における利用者負担額は「公の施設の使用料」に該当するため議会への諮問の例外とすることは適切ではないとの見解が所管省庁から示され、見直しは行わないこととされたところ。今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
30	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	重度障がい者等の就労中における介助の法定給付化	重度障がい者等の就労中における介助については、全国一律の制度として法定給付化されることを求める。	常時介護が必要な重度障がい者については、就労中においても日常生活と同様、生活上の介助が必要であるにも関わらず、現行制度上では、就労中であることをもって法定給付(重度訪問介護サービス等)の支給対象外とされている。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)	厚生労働省	北海道、福島県、郡山市、栃木県、前橋市、千葉市、神奈川県、川崎市、新潟市、高山市、四日市市、滋賀県、たつの市、松江市、宇和島市、長崎市、熊本市	平成30年提案募集管理番号52において、厚生労働省は「地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討する。」としており、検討の結果、厚生労働省において障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充及び地域生活支援事業の新事業(雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(仮称))を令和2年10月より開始する予定であり、その効果を検証する必要があることから、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
41	広島県、宮城県、広島市	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	集落法人に使用収益させている農地の所有権移転に係る農地法の改正	農地を集落法人に使用収益させている場合、当該農地については非農業者であっても農地法第3条による所有権移転の許可が得られ、集落法人が継続的に土地利用できるよう、規定の改正を求める。 また、規定の改正に時間を要する場合は、特区での対応を求める。	地元に住居する親族(妹・現在、非農業者)に農地の所有権を移転したいが、所有権移転後も、引き続きこの集落法人Bに使用収益権を設定したいと考えている。 しかし、この親族は、農地法第3条許可要件(全部耕作、常時従事)を満たさないため、所有権移転が認められない。	農地法第3条	農林水産省	福島県、茨城県、京都市、兵庫県	所有権移転の前後で集落法人が使用することには変わりはないにもかかわらず、所有権移転が行えないことによって生じる具体的な支障が明らかではなく、制度改正の必要性が十分に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
49	富山県	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	水質汚濁防止法に基づく常時監視における要監視項目の見直し	水質汚濁防止法に基づく常時監視における要監視項目について、環境基準項目に移行するか、移行する必要がある場合は要監視項目から落とすか、速やかな見直しを求めるもの。	都道府県知事は、水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の汚濁の状況について常時監視が義務付けられている。具体的な測定対象物質については、法第16条の規定による測定計画において各県において定められており、環境基準が設定されている項目については、通知において、常時監視の対象として位置付けるよう求められている。 一方、現時点では環境基準項目とせず、国において引き続き知見の集積に努める必要があると考えられる物質については、平成5年3月8日付け局長通知において「要監視項目」と位置付けられた(令和2年4月時点で31物質が該当)。 この通知では、要監視項目について、「今後、国等において物質の特性、使用状況等を考慮し、体系的かつ効果的に公共用水域等の水質測定を行う」とされており、都道府県等には測定そのものの義務付けはされていない。しかし、地域の実情に応じて測定を行い、結果を国に報告するよう依頼されているため、大多数の県において測定計画上の調査項目として常時監視が行われ、事実上測定が自治体の業務となっており、その測定に多くの労力、費用を要している。	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成5年3月8日付け環水管第21号、環境庁水質保全局長通知)	環境省	福島県、郡山市、茨城県、埼玉県、神奈川県、川崎市、豊橋市、京都府、大阪府、大阪市、岡山県、徳島県、久留米市、大分県、竹田市	要監視項目の監視は、地域の実情に応じて測定計画に位置づけられているところ、提案内容を実現し、要監視項目の区分が見直され環境基準健康項目に移行した場合であっても、引き続き監視を行うことが必要であるため、求める措置による効果が不明確である。 要監視項目については、中央環境審議会水環境部会で見直しが行われていることも踏まえ、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
54	秋田県、青森県、岩手県、宮古市、久慈市、陸前高田市、洋野町、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、三種町、井川町、大湯村、羽後町、姫路市、高知県	B 地方に対する規制緩和	11 その他	地方創生推進交付金の対象経費の拡充	地方創生推進交付金については、地方の実情に応じて活用しやすい制度となるよう、現在対象外である経費のうち、販促活動及び各種PR等の交付対象事業に係る地方公共団体職員の旅費及び、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業や、お試し移住等に係る個人への旅費について、対象経費とすること。	地方公共団体職員の旅費については、経常的経費のみならず、一律に対象外経費とされているため、観光PRコンベンションや移住フェアといったイベント等への参加に必要な職員旅費を単独予算で措置しなければならなくなっており、財源の確保に窮する地方公共団体の取組を阻害している。これらの職員旅費は経常的な経費ではなく、地方創生のための特定の政策目的を達成するために必要な経費である。 また、インターンシップやおためし移住等のための旅費は、個人給付に該当するとして対象外経費とされているが、こうしたインセンティブは、インターンシップや移住の促進等の事業目的の達成に大きく資するものであり、一律に個人給付として対象外経費とすることで、政策目的の達成を阻害している。	2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)別添2	内閣府	北海道、旭川市、盛岡市、花巻市、遠野市、釜石市、宮城県、福島県、郡山市、須賀川市、横浜市、川崎市、小田原市、富山県、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、西尾市、滋賀県、京都市、城陽市、兵庫県、島根県、岡山県、徳島県、高松市、愛媛県、宇和島市、大牟田市、久留米市、宮城県、宮崎市、九州地方知事会	令和元年提案募集管理番号156において、内閣府では「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」において、地方公共団体からの意見も踏まえ地方創生推進交付金の交付対象経費の拡大・緩和を検討しており、同検討会での論点及びその対応を受けて、令和元年度の運用からインターンシップ等の参加旅費について、移住につながるような公益性や政策効果等が確保されるものを支援対象としたところ。そのため、今般の提案については、その効果を検証する必要があることから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
55	秋田県、岩手県、宮古市、久慈市、一関市、陸前高田市、洋野町、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、三種町、井川町、大湯村、羽後町、高知県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金に係る提出書類の簡素化	地方創生推進交付金については、「地方創生推進交付金実施計画(以下、実施計画)」を「地域再生計画(以下、再生計画)」とみなし、実施計画のみ作成すれば足りるよう、運用を見直すこと。	地方創生推進交付金の活用は、①実施計画の作成→②国との事前相談による内容の調整→③調整後の実施計画の国への提出(メール)→④実施計画の内容を踏まえた再生計画の作成→⑤再生計画の国への提出(メール)。ただし、認定申請書(要押印)はメールに加え、紙ベースでも提出という流れで行われる。その際、再生計画の作成・提出期限(④・⑤)は、実施計画提出期限(③)の翌日に設定されることが多く、実施計画の確定に時間を要した場合、再生計画策定のための時間が限られ、時間外労働等、負担が大きいため、作業時間の制約から、内容の精査が十分に出来ず、記載誤り等が発生している。また、認定申請書については紙で提出する必要があるため、実施計画の確定に時間を要した場合、提出期限内の対応が困難である。※直近の第55回申請では、実施計画の提出期限が1/23(木)、再生計画の提出期限が1/24(金)であり、秋田県では、当初予算編成の最終段階の作業と並行することになったため、全実施計画の内容確定が1/23の夕方となったことから、深夜までの作業で対応した。また、認定申請書の紙提出は、期限超過となっている。また、地方創生推進交付金申請が不採択となった場合には、地域再生計画の取次処理が必要となり、この点についても業務上負担であり非効率である。国においては、自治体の負担軽減のため、地域再生計画作成支援ツールの開発・提供等に尽力いただけており大変感謝しているが、一方で、そのような対応によっても現場の重複感・負担感は拭かれていないため、過去にも同様の提案を行っているが、再度見直しを提案するものである。	第55回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について(通知)(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)、2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	内閣府	北海道、盛岡市、花巻市、遠野市、釜石市、福島県、郡山市、須賀川市、三鷹市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、大垣市、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、豊田市、西尾市、小牧市、京都市、城陽市、兵庫県、米子市、岡山県、高松市、愛媛県、松山市、新居浜市、久留米市、大牟田市、宮崎県、宮崎市、九州地方知事会	平成28年提案募集管理番号191において、内閣府は、「具体的な事業の内容や当該事業の推進のために活用する支援措置等を盛り込んだ地域再生計画に基づき作成し、内閣府大臣の認定を受けることが必要」とし、地域再生計画の省略は不可としている。一方で、内閣府では提案を受け、記載内容の共通化等の事務負担軽減に取り組んでいるところである。今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
56	秋田県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、大仙市、仙北市、小坂町、三種町、井川町、埼玉県、山梨県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域少子化対策重点推進交付金の運用改善	地域少子化対策重点推進交付金について、都道府県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業は、夫婦の年齢が共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満と要件が厳しいため、対象者が少なく事業を実施できない市町村があることから、年齢要件を40歳程度までとする等緩和すること。	本県では晩婚化が進行しており、特に男性においては、年齢別初婚者数について、制度対象外となる35歳以上が全体の婚約者数の24%に上っており、35～39歳で結婚している割合は13.4%を占めている。また、男性の35～39歳の未婚率は36.9%と全国平均を上回っている。こうした中で申請の相談に来たカップルが補助対象外となってしまう事例が多く見られている。実際に、本県において当該交付金を平成30年度に活用した市町村は、5市町村であるが、3市町村において、補助対象外となる事例があったと報告されている。	令和元年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、令和元年度地域少子化対策重点推進事業実施要領	内閣府	花巻市、釜石市、福島県、須賀川市、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、高山市、三宅町、徳島県、宮崎県、沖縄県	平成30年提案募集管理番号98において議論済み。内閣府は、「本事業は少子化対策の一環として、とりわけ若者の婚姻に伴う経済的負担の軽減することを目的に、年齢要件を結婚希望年齢や平均初婚年齢を基に、ターゲットを明確化。財務省が行った平成30年度予算執行状況調査において、安易に需要要件を緩和すべきでないという指摘を受けたことを踏まえ、年齢要件及び世帯所得要件の緩和又は撤廃、対象費目の追加を行うことは困難」としている。今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
64	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	住生活基本計画策定(変更)に係る手続きの簡素化・迅速化等	住生活基本法で定める県の住生活基本計画の「公営住宅供給目標量」算出のための支援ツール(システム等)の充実や手続きの簡素化等により、計画策定の負担軽減及び迅速化を図ること。	(制度の概要)住生活基本法(以下「法」という。))に基づく県の住生活基本計画策定(変更)手続きにおいては、法第17条4項(変更の場合8項)により、「公営住宅供給目標量」について国との協議(同意)が定められている。(具体的な支障事例)県計画の策定(変更)時、国との事前ヒアリングの段階から「公営住宅供給目標量」に関し協議を行う必要があり、その際に国の「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」を使用しているが、プログラムの設計が複雑で、目標量が迅速に算出できなかった。結果として、事前協議終了まで、数ヶ月を要した。また、プログラムを使用しない場合には、更に多数の挙証資料が必要となるため、迅速な計画策定(変更)が困難である。	住生活基本法第17条第4項、第8項	国土交通省	岩手県	国の「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」について、具体的にどのような点で煩雑となっているのか、どのような制度改正が可能なのか、それによってどのような効果が得られるのか等が明確に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
65	八王子市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	個人情報の取扱いの法律による一元化	現在、各地方公共団体が条例で定めている地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、法律により一元化を図ること。	地方公共団体(以下「団体」という。)が保有する個人情報の取扱いについては、各団体が条例によって定めており、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定以前に条例を制定した団体も多く存在することから、その取扱いが団体ごとに異なる点がある。多くの団体において、個人情報保護制度はプライバシー保護の観点により運用されており、個人情報の利活用については知識や経験が不足している。また、国又は都道府県が実施する施策等において、区市町村が保有する個人情報を活用する際、個人情報の目的外利用に当たる場合、必要な手続きが地方公共団体によって異なり、事業実施までの労力やスケジュールが団体間で異なることがある。たとえば、所得制限のあるプレミアム商品券配布対象世帯の抽出にあたって、本来迅速な政策効果を求めるべき国の経済対策においても、本市においては例外なく個人情報保護委員会の審査手続きを経る必要があり、庁内情報連携の煩雑さがスピーディな施策展開への支障となっている。	個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	個人情報保護委員会、総務省	須賀川市、三鷹市、浜松市、亀岡市、長岡京市、徳島県、長与町、竹田市	個人情報の目的外利用に係る支障については、条例改正により解消されると見込まれることから、支障事例、制度改正による効果等、制度改正の必要性が具体的に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
70	八王子市	A 権限移譲	02_農業・農地)	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定について都道府県知事から区市町村長へ権限移譲	農業振興地域の指定、区域の変更及び廃止について、区市町村長に権限移譲をする。	①農業振興地域の区域の変更及び廃止をしようとしたところ、廃止する分に相当する区域面積の要求を東京都から指示され、年2回の審査会開催のため、最終的に区域変更及び廃止に2年ほどの期間がかかった。 ②農業振興地域の指定は、農業振興の観点からのみの制度であって、本来であるならば、まちづくり(都市計画)の視点も必要である。市民が農地を手放そうとしても、指定されていることが要因となって、手放すことができず、そのまま休耕地となっている。	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条	農林水産省	花巻市、徳島県、小値賀町、宮崎県	提案団体の問題意識は、農業振興地域の指定等の権限を移譲することによって、農用地利用計画の変更に係る都道府県知事との同意協議を不要とすることにあるが、平成29年提案募集管理番号32において農用地利用計画の変更の一部を「軽微な変更」とすることを求める提案があり、農林水産省からは、「都道府県は、同意協議により、(略)、計画変更が自ら定める農業振興地域整備基本方針における農用地等の確保、農業経営の規模の拡大等に係る考え方に適合したものとする必要があり」との回答がなされとともに、平成30年3月30日29農振第2589号通知によって、農業振興地域整備計画の変更事務手続の迅速化を図るための措置について周知する対応がなされているもの。以上の対応を踏まえてもお改めて議論する必要性が認められるような、当時から的情勢変化や新たな支障事例等が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
72	八王子市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	地方税法の守秘義務に抵触するため利用できない空閑地管理事務における固定資産台帳情報の内部利用	固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について、自治体における空閑地の適正管理にあたって可能とすること。	空閑地における雑草繁茂の市民相談について、当該空閑地の所有者が不明である場合、担当所管において、登記管轄法務局に登録簿上の所有者を確認したうえで、適正な管理を依頼する通知文を送付している。しかしながら、雑草繁茂期には、市民からの苦情が集中し、現地確認も広範囲にわたるため、手続きに時間を要し、迅速な対応に支障をきたしている。 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条第1項の規定では、都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等を知る必要があるときは、地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。この点、例えば雑草が生い茂る所有者不明の空閑地について、当該土地の所有者等を把握し除草等の措置を促すことを目的とし、当該土地を事業の用に供しない場合は、土地所有者等関連情報を内部で利用することができない。 一方、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条では、税務担当部局が保有する固定資産台帳の情報について、同法施行に必要な限度において、行政内部で利用することが可能とされている。	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条 地方税法第22条 (参考) 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条	総務省、国土交通省	鶴岡市、須賀川市、川越市、上田市、豊橋市、半田市、犬山市、京都市、久留米市、うきは市、宮崎市、小林市	私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されており、現行の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条第1項の土地所有者等関連情報の内部利用の規定は、地域福利増進事業等の実施の準備のため、当該土地所有者等の探索に必要な限度で認められたものであるところ、雑草繁茂への対応として同様の措置を講ずる制度改正の必要性が十分に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
73	福岡県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案】 法人の欠格事由として (1)役員に暴力団員等が含まれていること (2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。 ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同様の内容	【現状】 法定受託事務として各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。宗教法人法には、暴力団員等についての欠格要件が規定されていないため排除することができない。 【具体的な支障事例】(詳細は別添ファイル参照) (1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事業が過去に発生している。 (2)現在においても、暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられている。 (3)既存の宗教法人に暴力団員等の関与が疑われる場合にも警察への照会を行うこともできず、暴力団員等であるかを確認することができない。 (4)暴力団員等と関わりのある団体の認証を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない。 このような法人に、適切な法人運営を期待することは困難である。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPの法人、公益財団法人及び公益社団法人があるが、これらは既に所管法令等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員)の欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	文部科学省	愛知県、京都市、岡山県	支障事例として挙げられた事案については、刑法・法人税法などの関連法令により対応がなされており、制度改正の必要性が示されているとはいえない。このため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
77	長崎県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金については、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付(支払いまで)を完了しなければならぬとされている。間接補助事業者が年度末まで事業を行う場合、地方自治体が実績を確認したうえで交付手続きを行うという現状の手続きでは十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。	地方自治体による補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、一定の日数を要する。民間事業者などの地方創生の取組みを支援する間接補助事業については、年度末までに補助金の交付までを完了させるとすれば、事業者は事業期間を3月31日まで確保することができない制度となっている。例えば、補助事業として民間事業者などは専門人材の配置を年度末まで行っているが、補助事業の活用は3月末分までを対象とすることができない。	地方創生推進交付金交付要綱、実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について(昭和30年11月17日財務局長事務連絡)について(昭和30年11月17日財務局長事務連絡)	内閣府、財務省	盛岡市、花巻市、釜石市、宮城県、仙台市、秋田県、福島県、郡山市、須賀川市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、新潟県、長野県、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、小牧市、京都市、兵庫県、島根県、岡山県、三原市、徳島県、愛媛県、高松市、松山市、宇和島市、東彼杵町、川棚町、宮崎市	平成30年提案募集管理番号65において、内閣府は、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について」(昭和30年11月17日財務局長事務連絡)により、「間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」と明確に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一のルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに抵触する制度変更は困難。」と回答している。今般の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
79	大分県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	後期高齢者医療審査会の必置義務の廃止等	後期高齢者医療審査会につき、法の規定により、審査会を必置とせず、常設か、審査請求の提起時の設置かを都道府県の判断でできるようにして欲しい。	高齢者の医療の確保に関する法律第129条において県に設置される後期高齢者医療審査会の審査事項は審査請求の審査のみである。また、同法第130条において準用する国民健康保険法第93条第1項の規定により、この審査会の委員は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織するとされている。しかしながら、後期高齢者医療の被保険者は原則75歳以上のため、被保険者委員の確保に苦勞しており、また、当県においては、過去10年で審査請求が起こされた実績はなく(総務省の行政不服審査裁決・答申DBに登録されているのは全国で2件のみである。)、委員を選任しても一度も審査会が開催されず3年の任期が満了するという状況である(実際は、保険者委員の異動、被保険者委員が高齢のため任に堪えられない等の理由でほぼ毎年委員の選任を行っている。)	高齢者の医療の確保に関する法律第129条及び第130条(国民健康保険法第93条1項)	厚生労働省		審査会を常時設置しないこととした場合の事務負担の軽減の程度が明らかでないことや、審査請求提起時の設置とした場合には審査会開催までに時間を要し、住民サービスの低下を招くおそれがあることを踏まえれば、制度改正の必要性・効果が具体的に示されているとはいえない。そのため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
80	大分県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	国民健康保険審査会の必置義務の廃止等	国民健康保険審査会につき、法の規定により、審査会を必置とせず、常設か、審査請求の提起時の設置かを都道府県の判断のできるようにして欲しい。	国民健康保険法第92条において、都道府県に設置される国民健康保険審査会の審査事項は審査請求の審査のみである。また、同法第93条第1項の規定により、審査会の委員は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織するとされている。しかしながら、当県においては、審査請求が起こされた実績は少なく(昭和33年以降4件のみ)、委員を選任しても一度も審査会が開催されず3年の任期が満了することが続いている(実際は、保険者委員の異動等の理由でほぼ毎年委員の選任を行っている。)	国民健康保険法第92条及び第93条第1項	厚生労働省	高松市	審査会を常時設置しないこととした場合の事務負担の軽減の程度が明らかでないことや、審査請求提起時の設置とした場合には審査会開催までに時間を要し、住民サービスの低下を招くおそれがあることを踏まえれば、制度改正の必要性・効果が具体的に示されているとはいえない。そのため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
83	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金に係る対象経費の要件緩和	地方創生推進交付金の対象経費について、地方創生の推進の観点から、要件の緩和を図られたい。	職員旅費については、地方創生に資するものであっても、知事トップセールスに伴う随行旅費を除き対象外経費とされているため、東京圏や海外をターゲットとする事業の組み立てに当たっての大きな制約となっている。	2020年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱について(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局)	内閣府	北海道、旭川市、盛岡市、花巻市、釜石市、秋田県、福島県、郡山市、須賀川市、茨城県、横浜市、川崎市、小田原市、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、宮崎市、京都市、城陽市、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、徳島県、愛媛県、松山市、宇和島市、久留米市、熊本市	令和元年提案募集管理番号156において、内閣府では「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」において、地方公共団体からの意見も踏まえ地方創生推進交付金の交付対象経費の拡大・緩和を検討しており、同検討会での論点及びその対応を受けて、令和元年度の運用からインターンシップ等の参加旅費について、移住につながるような公益性や政策効果等が確保されるものを支援対象としたところ。そのため、今般の提案については、その効果を検証する必要があることから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
92	大府市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	条例、規則等の公布の際の長の署名において記名押印を認めること	条例、規則等の公布の際の長の署名について、自署ではなく、記名押印としてほしい。	条例、規則等の公布について、地方自治法第16条及び公告式条例に基づき、庁舎前公示板に公布文を掲示して行っているが、掲示したものを閲覧している市民はほとんどいないのが実情である。グローバル化の進展した現代において、「成立した条例、規則等を公表し、市民が知ることができる状態におく」という公布の目的を達成するための手段としては、市HPへの公表のほうが、より広く周知できるほか、今回のように感染症のまん延による外出自粛といった特殊な状況においても有効であると考えられる。法律上、条例の公布に当たっては、長の署名が必要とされているところ、昭和43年熊本地裁判決では、法が長の署名を要求しているのは、「長が条例に署名することによって公布すべき条例を確定し、かつ公布をなす主体を表示することによって権限を有する行政庁の行為であること及びその執行の責任の所在を明確ならしめるため」とし、「記名押印にも署名同様の効果を認めてよい」としている。また、行政実例(昭和26年5月2日地自発第120号)では、「長の名で公布されておれば、たとえそれが長の自署に基づいたものでなくても形式的には直ちに無効ではない。」としている。また、商法では546条、601条等で記名押印についても署名と同等の効果を認めている。以上から、長の署名については、必ずしも自署によるものでなければならないものではないと考えられるため、市HPへの公布を前提に、署名を記名押印とすることで、より有効な市民への周知及び効率的な事務の実施が可能となる。	地方自治法16条4項	総務省	須賀川市、西尾市、山口県、鹿児島市	制度改正の必要性が十分に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
94	大府市	A 権限移譲	08.消防・防 災・安全	市町村長による自衛隊災害派遣要請	愛知県においては、自衛隊への災害派遣の要請権者は自衛隊法第83条第1項の規定により、愛知県知事となっている。そのため、県は「災害時、その地域の防衛警備を担任する部隊に対する市町村からの通報制限」を指導している。その意図は理解できるものの、刻一刻を争う被災現場にあつては、被災した各市町の状況把握から要請に至るまでに費やす時間は命取りになりかねない。自衛隊法第83条第2項但し書き、あるいは同条第3項に基づき、自衛隊が早期に災害派遣(偵察活動)ができるよう、各市町からの派遣要請を可能にしていきたい。	・本市が自助(消防力)を超える大規模な災害を被った場合、①本市が災害対応をしつつ、被害の全容を把握し、県に自衛隊への災害派遣要請を具申する。②県は市町村の被災状況を把握し、県等からの支援の範囲を超えると判断した場合、知事の名において自衛隊に派遣を要請する。③派遣要請を受けた防衛大臣は、緊急性、公共性及び非代替性を考慮し当該部隊に対する災害派遣を命令する。④命令を受けた部隊は情報収集のため、被災地域の偵察活動を開始するとともに、被災した市町村の災害対策本部に連絡、幹部を派遣する。⑤収集した情報を分析して、担当部隊が災害派遣活動を開始する。派遣部隊が突動するまでに、この様な過程を経ることとなる。この過程において費やす時間が、初動72時間に含まれることは大きな支障と言わざるを得ない。 ・昨年10月の台風19号襲来時、神奈川県山北町では断水被害を受けたが、山北町は県に災害派遣を具申するとともに、山北町の防衛警備を担任する部隊に連絡をした。当該部隊は、普段の良好な関係から給水車をもって現地で待機したが、自衛隊の災害派遣の3要件には該当しないと判断し、神奈川県の判断と酌量により部隊はそのまま引き返し、その後県が準備した給水車で対応するという事案が起きた。どちらが正しいと言う話ではなく、市町長に権限があれば、この事態は回避でき、住民に早期に水の提供が出来た。	災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条	内閣府、総務省、防衛省	盛岡市、前橋市、沼津市、倉敷市、豊橋市、豊田市、犬山市、大阪府、八尾市、宮崎市	平成26年提案募集管理番号683において、関係府省は、「災害対策基本法及び自衛隊の災害派遣制度の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う都道府県知事等に自衛隊の災害派遣要請権限を認め、市長に災害派遣要請の権限を付与することは適さない」としたところ。この議論を踏まえた上で、当時からの情勢変化や新たな支障事例等の論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
95	大府市	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	教育委員会事務局への社会教育主事の必置規定の緩和	社会教育法第9条の2第1項により、市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くこととされているが、必置規定を緩和してほしい	本市の教育委員会は、学校教育課の1課のみで構成され、学校教育(及び放課後クラブ)に特化した体制となっています。現在、社会教育・生涯学習に関する事務は市長部局での補助執行となっており、実質的に教育委員会においてこれらの事務を実施していません。また、第9次地方分権一括法の施行を受けて、令和3年度からは社会教育・生涯学習に関する事務を市長部局に移管する予定となっています。そのような状況において、教育委員会に社会教育主事を配置しても、その知識を生かす場面がほとんどなく、必要性が低下していると考えています。また、庁内の社会教育主事の資格保有者は数名で、そのいずれかの者を配置する必要があるため、柔軟な人事配置の支障となります。	社会教育法	文部科学省	ひたちなか市、浜松市、沼津市、犬山市、福沢市、宇和島市、香岐市、熊本市、宮崎市	社会教育に関する事務は基本的に教育委員会の職務権限とされているところ、制度改正の必要性が十分に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
100	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、京都市、堺市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地)	土地改良事業関係補助金の交付決定前着手	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることで事業の着工を可能とすること。	農地整備事業などの土地改良事業関係補助金については、要綱等において「交付決定前着工届」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。本県では、早期水稲栽培を中心に営農が展開されており、水田の区画整理等を実施するほ場整備事業においては、工事は稲刈り後の9月から着手し、当該年度内の3月までに完了している。このため、工事着手に向け、年度当初から実施設計や換地業務などを委託発注する必要がある。しかし、例年、国の交付決定日が5月であるため、約1か月間、業務を実施することができず、十分な期間を確保することができない。そこで、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても「交付決定前着工届」制度を導入されたい。なお、令和元年に、公益上真にやむを得ないと認められる場合は、交付決定前着手が可能となったが、要件が厳しく、上記の支障事例は該当しないため、更なる措置を求めるものである。	土地改良事業関係補助金交付要綱	農林水産省	福島県、栃木県、豊田県、滋賀県、京都府、上板町、香岐市、大分県、宮崎県	平成30年提案募集管理番号871において、ほ場整備事業において交付決定前着手制度の導入を求める提案があり、農林水産省からは「ほ場整備事業については、通常、複数年の事業計画となっており、国庫債務負担行為制度等を活用することにより、施行時期の平準化が図られるものと考えられることから、交付決定前着手制度の導入は認められない」との回答があったところ、令和元年11月1日元農振第1992号通知において、公益上真にやむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入が認められたところ。今回頂いた提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
101	山形県、山形市、鶴岡市、新庄市、村山市、天童市、西川町、大江町、大石田町、最上町、舟形町、大蔵村、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、遊佐町	B 地方に対する規制緩和	07.07.産業振興	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、自治体は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	採石法第33条の4	経済産業省	花巻市、京都市、福岡県、大分県	提案団体における支障は条例の制定によっても対応可能であり、制度改正の必要性が十分に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
104	京都市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルールの変更	選挙人名簿の管理に係る事務負担を軽減するとともに、選挙制度の根幹を揺るがす二重投票が発生しないよう、選挙時登録の際の新旧住所地間における選挙人名簿更新時のルール(新旧住所地が選挙人名簿に登録したことを通知する「選挙人名簿登録通知」の制度化)を求める。	選挙人名簿の登録は、登録基準日において、引き続き3箇月以上、当該自治体の住民基本台帳に登録されている者について行われるが、名簿登録後、当該自治体を転出した場合には、新住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転出後4箇月を経過した後に選挙人名簿から抹消される。このため、1人の選挙人が旧住所地及び新住所地のそれぞれの自治体の選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在する。選挙時において、1人の選挙人が新旧それぞれの住所地で投票(二重投票)をされないよう選挙人名簿を適正に管理するため、新住所地での登録の有無を確認する必要があるが、①転入者が登録したことを旧住所地へ通知する自治体もあれば、②転出者の登録の有無を新住所地へ照会する自治体もあり、各自治体の判断によって対応は様々である。このように選挙人名簿の管理に関し、ルールが定まっていないことで、例えば、選挙人が、①の旧住所地への通知のみを行い転出者の登録の有無を新住所地に照会していない自治体から、②の新住所地への登録の照会のみを行い旧住所地に転入者の登録通知をしていない自治体に転入した場合には、名簿登録に関する確認が全く行われないケースも発生している。	公職選挙法第22条、第29条 公職選挙法施行令第29条第1項	総務省	札幌市、苫小牧市、盛岡市、須賀川市、川越市、八潮市、千葉市、八王子市、横須賀市、鎌倉市、新潟市、岐阜市、浜松市、沼津市、豊橋市、滋賀県、草津市、京都市、枚方市、松原市、羽曳野市、兵庫県、加古川市、徳島県、徳島市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	かつて存在した登録済通知の制度が昭和44年の公職選挙法改正により廃止されたとの経緯や、二重投票を防ぐ罰則による担保措置があることを踏まえた上で、なお改めて登録済通知を制度化するに足る支障・効果等は具体的に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
114	大府市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	住民の利便性向上のための市町村と日本年金機構との年金受給者口座情報の共有	地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けることで、市町村が日本年金機構等より口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。	年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。これは全ての市町村に共通事項である。	地方税法施行規則第十条(別表(二)第十七号)の様式、地方税法第三百七条の三の三、地方税法施行規則第二条の三の六	総務省、厚生労働省	旭川市、盛岡市、花巻市、滝沢市、ひたちなか市、館林市、川越市、千葉市、川崎市、福井市、上田市、三島市、豊田市、新城市、津市、京都市、神戸市、高松市、東温市、久留米市、熊本市、宮崎市、小山市	令和元年提案募集管理番号1831において同一内容の提案があったが、厚生労働省からは「年金支払者が一連の作業(年金受給者本人に情報提供の目的を説明し、同意を得る)を、限られた期間内に、大量かつ適切に処理することは極めて困難である。」との回答があったところ。今回頂いた提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
128	茨木市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	障害者総合支援法における補装具費代理受領の法定化	介護給付費等と同様に都道府県等が指定した事業者に対して補装具費の代理受領が可能となるよう障害者総合支援法に規定した上で、同法第8条に基づき、不正を行った補装具業者からの不正利得の直接徴収を可能とする。	障害福祉サービスについては、例えば介護給付費について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)第29条第4項により、障害者に代わって都道府県等が予め指定した事業者への支払いが規定されており、同条第5項により、事業者への支払いは当該障害者への支給とみなすとされているところ、補装具費については、同様の規定が無く、代理受領について平成30年3月23日付の厚生労働省通知「補装具費支給事務取扱指針」に規定があるのみである。そのため、代理受領を行った補装具業者が不正に補装具費を受給した場合に、障害者総合支援法第8条に基づき不正を行った補装具業者から不正利得を直接徴収することができない(第8条に基づく不正利得の徴収は、補装具費の支給を受けた障害者本人からの徴収を規定しているため)。厚生労働省通知では、補装具費の代理受領について、各自治体は事業者と契約を交わすこととされており、不正受給への対策も契約によって行うべきとされていると思われるが、補装具業者数は多く、個々の契約のみで事務の適正を確保することには限界がある。(当市の補装具費の支給実績(令和元年度):障害者支給件数:408件、障害児支給件数:142件)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、「補装具費支給事務取扱指針」の制定について(平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長官通知)	厚生労働省	郡山市、須賀川市、入間市、横浜市、鎌倉市、上越市、上田市、名古屋、豊橋市、犬山市、たつの市、防府市、松山市、熊本市、宮崎市	現行制度においても補装具業者による補装具費の代理受領は行われており、法改正により指定した事業者に対する代理受給や不正利得の直接徴収を可能としなければならぬ必要性や効果及び現行制度の支障事例が十分に示されていないこと、また、令和2年3月に代理受領については契約に基づき行うこととするよう、「補装具費支給事務取扱指針」が改正されたことから、その効果を検証する必要があるものと思料される。そのため、改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。
133	長野県	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	農業の担い手が自身の住宅を建設する場合の特例の導入	地域の農業の担い手である認定農業者及び認定新規就農者(法人の場合はその役員を含む)が建設する自身の住宅については、農地法施行令第4条第1項第2号イの農業用施設に該当することとして取り扱うこと。	農業後継者が自ら所有する農地のうちから、必ずしも農地として条件がよいとはいえない農地において、自らの住宅の建設を計画したが、第一種農地であったため、建設できなかった。 農業後継者が転用可能な土地を有していない場合は、住宅に加えて住宅敷地の取得も必要となることから、農業後継者の確保の支障となっている。 農業者の高齢化に伴って、中山間地域では不耕作化・荒廃化が進んでおり、農業後継者を育成・確保していくことが重要となっているが、上記のように住居の確保に苦慮している農業後継者がいる状況である。 「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長通知)によると、第一種農地の転用を許可できる場合として、農業用施設、都市住民との交流施設(農家レストラン等)、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設などの用に供する場合等が示されているが、住宅については既存集落に接続して設置されるものに限定されている。 しかしながら、農業者の住宅は、農機具置場や家畜小屋等を併設している場合も多く、単なる住宅としての機能のみならず、農業用施設としての機能も有しているため、農業用施設に該当することとして取り扱っていただきたい。 なお、対象を認定農業者及び認定新規就農者に限ることにより、転用が大幅に進むことを防ぐことができる。 また、農業振興地域の整備に関する法律上の農業用施設としては位置付けないことにより、市町村において一定のゾーニングを図ることが可能である。	農地法施行令第4条第1項第2号イ、農地法の運用について(農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第2の1のイの(イ)のcの(a)及び(c)	農林水産省	鳥取県	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針(平成25年12月20日閣議決定)」に基づき発出された平成26年4月1日25農振第2473号通知において、当該住宅を地方公共団体が策定する農業振興に関する計画(27号計画等)に位置付けることによって、家畜管理上の必要性から畜舎近くに住宅用地を求めることが可能である旨が示されているところであり、提案団体の求める農機具置場や家畜小屋等を併設する農家住宅について1種農地転用許可を不許可の例外とすることについても、当該計画による対応が可能とされているところ。 平成25年当時の議論を踏まえてもおお改めで議論する必要性が認められるような、当時からの情勢変化や新たな支障事例等が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
144	さいたま市、札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	建築基準法第95条の規定による再審査請求制度の廃止	建築基準法第95条の規定される再審査請求制度を廃止する。	再審査請求制度は、都道府県や市町村に設置された建築審査会の審査請求の裁決して不服がある場合、国土交通省に対し再審査請求ができる制度である。(申立人の利益) 再審査請求は、裁決までに1年以上を要することが多い。また大多数を占める確認処分取消し等の申立は、審査期間中に建築物が完成することで却下裁決になっており、申立人の迅速な救済になっているとはいえない。建築審査会は、高度な法的・専門的知識を有する委員により構成されており、全国的に統一した法解釈を基に、地域社会の実態に配慮した実体的な裁決を実施している。建築審査会による審査請求は、裁判とは異なる簡易・迅速な手続きで市民の権利利益を救済する役割を果たしている。さいたま市における実績においては、審査請求の裁決結果が、再審査請求において認容裁決となる事例がなく、再審査請求が申立人の救済制度として有効であるといえない。 (地方分権の趣旨に合致しない制度) 建築行政が自治事務となった今日、国土交通省では、個別案件ごとに各地域の実態把握が難しく、そのために裁決に長時間を要していると思慮される。同様に再審査請求制度があった都市計画法は、地方分権の推進を図るため、平成12年に再審査請求制度が廃止されているが、現在まで著しい問題は発生していない。 (自治体の事務の簡素化) 以上を鑑みると、地方自治体は再審査請求に伴い発生する事務作業を空費している。	建築基準法第95条	国土交通省	高崎市、川崎市、彦根市、兵庫県	現行制度においては、申立人は、審査請求後に再審査請求を行うか訴訟を提起するかを選択することが可能となっており、再審査請求制度があることによる申立人にとってどのような支障が生じているのか明確ではなく、再審査請求制度を廃止した場合に簡易迅速な救済の道が閉ざされることにもなる。また、地方公共団体が実施する事務において生じる具体的な支障が明確に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
145	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県	B 地方に対する規制緩和	08 消防・防災・安全	救助の実施に関して応援に要した費用を支援自治体から国へ直接請求すること	支援自治体が救助経費を支弁した場合に、被災自治体を経由せずに、支援自治体から国へ直接請求することができるようにする。	災害救助法に基づく救助の実施に関して、被災自治体の要請により支援自治体が救助経費を支弁した場合は、同法第20条の規定に基づき、被災自治体を経由して国に請求することとされているが、多数の支援自治体からの請求書類の確認等で被災自治体に事務負担が生じている。 また、被災自治体の判断によって求償対象となる業務が異なる場合(例:保健師による戸別訪問活動を対象とする/しない)があったほか、発災当初に国に対して対象となることを確認したにもかかわらず、事後の国の精算監査において国から対象外と指摘があり返金の処置が必要となった事例がある(例:管理職員特別勤務手当)など、求償対象経費の精査のために事務がより煩雑となっている。 その他、事態の長期化や被災自治体の行政機能の喪失等により、被災自治体を経由して国に請求することが困難な場合も想定される。	災害救助法第20条	内閣府	須賀川市、栃木県、相模原市、名古屋市、豊橋市、半田市、大阪府、八尾市、兵庫県、奈良市、岡山市、倉敷市、徳島県、五島市、熊本市、宮崎県	現行制度の支障事例、制度改正による効果等、制度改正の必要性が具体的に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等の調整の対象とする提案」として整理する。
156	宮崎市	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農地中間管理事業の効率的な運用と精度向上のための農地情報公開システムの共同利用	「農地情報公開システム」を農地中間管理機構においても使用可能としていただきたい	改正農地法施行に伴い「農地情報公開システム」が整備され、全国の農業委員会において農地情報の登録(当該システムへの情報の集約)が行われているが、もともと当該システムは農地中間管理機構による農地集積・集約化を進めることを目的の一つとして整備されたものであった。 一方で、農地中間管理機構が農業の担い手に対し農地を貸付けた(配分した)際、貸付け(配分)後の情報については、当市の場合、県が公告し、当市の市長部局が通知を受け、その通知をもとに農業委員会事務局が当該システムに情報を入力するという流れとなっている。 農地中間管理機構又は市長部局において入力すれば、県での公告及び市長部局への通知、さらに農業委員会事務局での入力省略され、かつ、中間管理事業が推進されれば膨大な数の農地情報の整備が不可欠となる中で、精度が格段に向上し、さらに農地情報がシステムに即座に反映される等、当初のシステム整備の趣旨のとおり運用となることから、是非とも農地中間管理機構においても当該システムを使用可能としていただきたい。	農地中間管理事業の推進に関する法律第23条	農林水産省	福島県、福井市、上田市、南知多町、京都市	農地法第52条の2第1項及び第52条の3第1項に基づき、農地台帳の作成・公表は、農業委員会の事務とされているところであり、農用地利用配分計画に基づく権利設定に係る情報であっても農業委員会が確認する必要があることを踏まえると、本提案を実現することによる制度改正による効果は明らかではないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
157	宮崎市	B 地方に対する規制緩和	11 その他	マイナンバーカード交付前に仮暗証番号を設定することによる窓口対応時間の短縮	マイナンバーカード交付の際に行われ暗証番号の設定について、事前に仮暗証番号を設定した上で交付することを可能とする。	現在、マイナンバーカードの暗証番号はカード交付時に本人が設定することになっているが、窓口の滞留等から住民の待ち時間を増加させている。このコロナ禍の中、3密を回避する点からも窓口対応の時間を短縮させ、混雑させないための取り組みを進めていくことは重要な課題である。 このことから、J-LIS や市区町村職員等でカードに『仮暗証番号』を設定した状態で交付し、交付後に被交付者(カード交付を受けた住民)がマイナポータル又は利用者クライアントソフトで変更する運用となれば、窓口対応の時間短縮はもとより、住民や市区町村窓口職員の負担軽減につながると思われる。 なお、暗証番号の変更については、操作方法等に関する住民からの問い合わせが増えることが懸念されるが、ホームページでの周知やコールセンターでのマニュアル化された対応等により事前に防げるものと考えている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第33条及び同条第2項～第4項、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条及び第42条	総務省	秋田市、川崎市、小田原市、高山市、浜松市、富士市、犬山市、京都市、枚方市、兵庫県、下松市、徳島市、高松市、松山市、糸島市、大村市	現在行われている特別定額給付金の申請手続きに関連して、マイナンバーカード交付時に本人が設定したパスワードを失念し・再設定することとなり、窓口が混乱する事例が発生している。このような状況を鑑みれば、求める措置を実現した場合、仮パスワード失念といったトラブルに対し本パスワードの再設定や問い合わせ対応など住民・職員双方にとって新たな負担が発生するものと想定される。また、自治体などには仮パスワードの設定・交付という新規事務が追加される。提案団体は住民・窓口職員の負担軽減を解決するために措置を求めているが、負担は措置後かえって増加するとも想定され、求める措置の効果が具体的に示されていないことから、新たに制度改正の必要性が具体的に示された場合に調整を行う案件として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
158	宮崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカード申請時の顔写真の事前判定実施による事務の効率化	マイナンバーカード申請の際の顔写真判定をデジタル化し、受付の可否をオンラインで申請時に確認可能とすることを求める。	住民や市区町村職員が撮影した顔写真は、J-LISにおいて写真審査を行っているが、審査は目視等により行われているため、審査する者によって受付可否の判断が異なる(不備の理由がわからない場合もある)。そこで、客観的かつ合理的に顔写真を判定するため、顔認証システムのような判定ツールを利用し、撮影時にオンライン等で事前確認ができるようにしてほしい。 ※役所まで来訪したにもかかわらず、職員が撮影した顔写真が受付されないとクレームとなることがあるため。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第22条	総務省	苫小牧市、盛岡市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、柏市、八王子市、川崎市、松本市、高山市、富士市、豊橋市、犬山市、小牧市、京都市、枚方市、和泉市、兵庫県、神戸市、鳥取県、米子市、徳島市、高松市、松山市、久留米市、糸島市、熊本市、竹田市、宮崎県	支障事例について写真の規格を満たしていないことが原因なのか、審査する者の判断が原因なのか不明であり、支障の原因が判然としない。求める措置で支障が解消されるのかが具体的に示されているとは言えないため、具体的な支障事例・制度改正効果が示された場合に調整対象とする案件として整理する。
171	鳥根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域少子化対策重点推進交付金の対象年齢要件緩和	地域少子化対策重点推進交付金の結婚新生活支援事業について、新婚夫婦共に34歳以下とされている対象年齢要件を緩和すること。	本県では平均初婚年齢が上昇傾向であり、特に中山間地域では30代後半から40代で結婚する男性の割合が高くなっている。また、35歳以上の未婚率は性別を問わず、いずれの年代においても増加傾向にある。こうした中、結婚に伴う経済的負担を軽減し、未婚者の結婚を後押しするため、市町村が地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚新生活支援事業を実施している。平成30年度からこの対象として、「夫・妻共に婚姻日における年齢が34歳以下」とする要件が追加されたところ、要件が厳しく対象者が減少し、また県内の事業実施市町村も半減した。 (提案団体の関係数値) 「平均初婚年齢」 ※H30厚労省人口動態調査 夫30.6 妻29.1 「未婚率」 ※H27及びH17国勢調査 H27 (H17) H27 (H17) 男性 35～39歳 34.1%(29.9%) 女性 35～39歳 20.6%(15.3%) 40～44歳 28.6%(22.4%) 40～44歳 16.3%(9.1%) 45～49歳 25.4%(18.0%) 45～49歳 13.5%(5.8%)	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要領	内閣府	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高山市、三宅町、徳島県、宮崎県、宮崎市、沖縄県	平成30年提案募集管理番号98において議論済み。内閣府は、「本事業は少子化対策の一環として、とりわけ若者の婚姻に伴う経済的負担の軽減することを目的に、年齢要件を結婚希望年齢や平均初婚年齢を基に、ターゲットを明確化。財務省が行った平成30年度予算執行状況調査において、安易に需要要件を緩和すべきでないという指摘を受けたことを踏まえ、年齢要件及び世帯所得要件の緩和又は撤廃、対象費目の追加を行うことは困難」としている。今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
184	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育所等における調理室設置義務の緩和	3歳未満児に係る給食の外部搬入(保育所等における調理室設置義務の緩和)	3歳以上児については給食の外部搬入が認められているが、3歳未満児を入所させる場合の調理室が必置となっている。施設の構造上、調理室を設置するには大規模な改修が必要となり、その間は児童を預かることができず幼保連携型認定こども園への移行ができない幼稚園が県内において3施設ある。(3歳未満児への給食の外部搬入については、公立保育所及び公立幼保連携認定こども園に限り構造改革特区を活用した場合に認められている。)当県においては10月1日時点で待機児童が発生しているため、早期に待機児童解消に向けて幼保連携型認定こども園への移行促進を図りたいと考えている。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、川崎市、長野県、浜松市、兵庫県、徳島県、西条市、指宿市	平成26年提案募集管理番号518、519等に係る過去の閣議決定において、「構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会」の検討の結果を踏まえ措置するとの方向性が示されており、令和3年度までに当該委員会において検討される予定である。今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
199	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	災害救助法による救助における現物給付の原則の見直し	災害救助法による救助における現物給付の原則を見直し、金銭により物資の購入が可能である場合は、現物による給付だけでなく、金銭給付による救助を認める等の要領改正を行う。併せて、どのような場合に金銭給付が可能であるかについて要領上に明記する。	災害救助法4条2項には、「救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、救助を要する者に対し、金銭を支給して行うことができる」と規定されているが災害救助事務取扱要領では、災害救助法による救助は現物給付の原則が定められており、令和元年東日本台風(台風第19号)での災害対応では、生活必需品についても現物により給付を行った。しかし、年末年始の繁忙期に差し掛かり、調達事業者及び運送業者の確保や迅速な物資の調達・搬送が困難となったため、行政を通して申請・調達・給付を行うには相当程度の時間(およそ1カ月程度)を要した。このため、即時の生活必需品の提供ができず、多数の被災者から迅速な給付を求める要望が寄せられた。今回は風水害における支障であって、熊本地震ほどの被害規模ではなく、申請件数も44件程度(熊本市では1万件以上を支給)であったにもかかわらず、かなりの支給遅延が発生したものであり、これまでの提案とは異なる新たな支障事例が発生している。このように流通機構が遮断されるに至っていない程度のケースであれば、現物給付より金銭給付の方が迅速かつ効果的な救助となるため、被害規模に応じて、給付の方法を選択できるようにしてほしい。	災害救助法第4条第2項、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))	内閣府	仙台市、前橋市、沼津市、新潟市、名古屋市、豊橋市、半田市、大府市、八尾市、岡山市、倉敷市、広島市、宮崎市	平成29年提案募集管理番号166において、内閣府は、「災害救助法は、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としており、第三者へ譲渡してしまう可能性等の課題から現行制度を維持することが適当と考えている」としたところ。そのため、今般の提案については、新たな支障事例等が具体的に示された場合に調整の対象とする案件として整理する。
201	指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	災害救助法による救助期間の基準の見直し	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準における救助期間の基準を見直す。	災害救助法では、救助期間の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣府総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。ただし、特別基準として救助期間を延長する場合、運用上、一般基準として定められた期間内での延長しか認められておらず、被害状況により長期の救助が見込まれる場合であっても、その都度、期間の延長協議を行う必要があり、事務の負担が生じている。なお、この協議は、申請すれば認められる形式的な業務になっている。協議の方法については、メール又は口頭での伝達だけでも可能であるが、その後、書面による文書提出が求められており、救助の種類ごとに異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給与・賞与で10日など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められており、令和元年東日本台風(台風19号)による災害では計15回の延長協議が必要となった。災害救助法の一般基準で定められた各期間は、いずれも短期すぎずのものであり、災害救助の実態に合っていないため、一般基準を一律30日程度を目安に見直ししてほしい。	災害救助法第4条第3項、災害救助法施行令第3条、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第229号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))	内閣府	福島県、栃木県、前橋市、沼津市、新潟市、名古屋市、豊橋市、半田市、岡山市、倉敷市、大府市、八尾市、福岡県、宮崎県、宮崎市	令和元年提案募集管理番号233において、内閣府は、「通常の災害の場合は、事態が落ち着くに従って避難所から自宅、県・市営住宅や賃貸型応急住宅に次第に移っていくこととなり、一般的には7日程度で完了することが通例になっていた」「しかしながら災害の態様によっては、この期間により難しい場合も考えられることから、その実情に応じて期間の延長の特別基準を設定することができることになっているため、一般基準の見直しは困難」としたところ。この議論を踏まえた上で、当時からの情勢変化や新たな支障事例等の論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
204	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	11.その他	新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルール制定	選挙人名簿の管理に係る事務負担を軽減するとともに、選挙制度の根幹を揺るがす二重投票が発生しないよう、選挙時登録の際の新旧住所地間における選挙人名簿更新時のルール(新旧住所地が選挙人名簿に登録したことを通知する「選挙人名簿登録通知」の制度化)を求める。	選挙人名簿の登録は、登録基準日において、引き続き3箇月以上、当該自治体の住民基本台帳に登録されている者について行われるが、名簿登録後、当該自治体を転出した場合には、新住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転出後4箇月を経過した後に選挙人名簿から抹消される。このため、1人の選挙人が旧住所地及び新住所地のそれぞれの自治体の選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在する。選挙時において、1人の選挙人が新旧それぞれの住所地で投票(二重投票)をされないよう選挙人名簿を適正に管理するため、新住所地での登録の有無を確認する必要があるが、①転入者が登録したことを旧住所地へ通知する自治体もあれば、②転出者の登録の有無を新住所地へ照会する自治体もあり、各自治体の判断によって対応は様々である。このように選挙人名簿の管理に関し、ルールが定まっていないことで、例えば、選挙人が、①の旧住所地への通知のみを行い転出者の登録の有無を新住所地に照会していない自治体から、②の新住所地への登録の照会のみを行い旧住所地に転入者の登録通知をしていない自治体に転入した場合には、名簿登録に関する確認が全く行われないケースも発生している。	公職選挙法第22条、第29条 公職選挙法施行令第29条第1項	総務省	札幌市、苫小牧市、盛岡市、千葉市、八王子市、鎌倉市、新潟市、上田市、沼津市、富士市、豊橋市、草津市、松原市、羽曳野市、加古川市、葛城市、倉敷市、徳島県、徳島市、西条市、竹田市、宮崎市、鹿児島市	かつて存在した登録済通知の制度が昭和44年の公職選挙法改正により廃止されたとの経緯や、二重投票を防ぐ罰則による担保措置があることを踏まえた上で、なお改めて登録済通知を制度化するに足る支障・効果等は具体的に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
213	群馬県、福島県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る事務負担の軽減	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る当初協議を廃止し、事務の負担軽減を求める。	・交付申請の前に、要綱に定めのない事前協議書の提出を求められており、二度手間となっている。	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	厚生労働省	旭川市、宮城県、秋田県、ひたちなか市、福井市、川崎市、相模原市、新潟市、加賀市、長野県、上田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県	事前協議を廃止すると交付決定が遅れる懸念があることを踏まえれば、提案を実現すべき支障・効果が多分示されているとはいえない。そのため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
214	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る申請書類等の簡素化及び交付決定時期の統一化	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る補助区分種目について、細分化されている補助区分種目を統合し、交付申請書や交付決定時期を統一するなど、事務の簡素化を求める。	・同補助金の補助区分種目が複雑かつ多数であり、それぞれ交付申請書や当初協議書の様式や提出時期が異なっているほか、交付決定時期も異なっていることから、大きな事務負担となっている。 ・特に、県は市町村のとりまとめを行う必要があることから、負担が非常に大きい。	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	厚生労働省	宮城県、ひたちなか市、福井市、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、加賀市、福井市、長野県、上田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、久留米市、沖縄県	補助区分種目の統合の求めについては、各補助区分はその事業内容毎に規定されているところ、制度改正の必要性が十分に示されていない。 事前協議様式と本申請様式の統一の求めについては、統一しても事務負担の軽減にならないと考えられ、制度改正の効果が具体的に示されていない。 交付決定時期の統一の求めについては、現状の交付決定が財源が異なるもの(繰越し予算及び現年予算)ごとに行っているところ、制度改正の必要性が十分に示されていない。 これらを踏まえ、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
227	舞鶴市	B 地方に対する規制緩和	その他	「老人福祉法第11条の措置の実施の事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の61の項に係る事務(老人福祉法第11条の措置の実施に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報と連携できる番号法別表第2の61の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。	老人福祉法第11条の措置の実施(老人ホームへの入所等の措置)に関する事務については、当該措置の対象者は、同条第1項第1号の規定により、「65歳以上のものであって、環境上及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なもの」としてあり、また、当該委任を受けた老人福祉法施行令第6条第1号において「当該65歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。」としている。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第22条第20号ロにおいて「老人福祉法施行令第6条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。」とされていることから、老人福祉法第11条等で定める要件の該当性を適切に確認するためには、中国残留邦人等支援給付等関係情報が必要と考える。 しかしながら、番号法別表第2において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。本市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、上述のとおり中国残留邦人等支援給付は生活保護とみなすこととされていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、老人福祉法第11条	内閣府、総務省、厚生労働省	須賀川市、豊田市、京都市、高松市、東温市、久留米市、大村市	中国残留邦人等支援給付等関係情報については、現行の条例に基づく情報連携により必要な情報を入手することが可能であるため、本提案は改めて支障事例が具体的に示された場合に調整する対象として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
228	舞鶴市	B_地方に対する規制緩和	その他	「老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第2の2の62の項に係る事務(老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報、市町村が保有している情報のうちあっては生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報を利用できるよう番号法別表第2の62の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。	中国残留邦人等支援給付支援給付は生活保護制度に準じて制度設計されており、本市においては、生活保護と中国残留邦人等への支援給付を同内容のものとして扱っており、「舞鶴市における老人福祉法の施行に関する規則」の別表第2の費用徴収の階層区分において従来は「生活保護法による被保護者」と記載されていた箇所に「中国残留邦人等への支援給付を受けている者」を平成20年に追加している。老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務については、「負担能力に応じて」費用を徴収することとなるため、上述のとおり生活保護関連情報に加え中国残留邦人等支援給付関係情報が必要と考える。しかしながら、番号法別表第2において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。本市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、中国残留邦人等支援給付に関する事務は、生活保護制度に準じて制度設計されていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第33条、老人福祉法第28条第1項	内閣府、総務省、厚生労働省	須賀川市、上田市、京都市、高松市、久留米市、大村市	中国残留邦人等支援給付等関係情報については、現行の条例に基づく情報連携により必要な情報を入手することが可能であるため、本提案は改めて支障事例が具体的に示された場合に調整する対象として整理する。
232	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、姫路市、加古川市、西脇市、三田市、南あわじ市、たつの市、神河町、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B_地方に対する規制緩和	11_その他	移住支援金制度における居住期間に応じた返還制度の廃止	移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。廃止しない場合は、移住元の在住地や在住期間の確認、移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにすること。	【現状】移住支援金は地方創生推進交付金を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業した場合に支援を行っている。移住者は、申請時に移住元の在住地や在住期間(5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。【支障】移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年に渡り居住確認を行う等、煩雑な事務手続きが生じている。東京圏在任時に転居歴の多い申請者は、移住後、東京圏の複数の自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要があり、申請手続きが煩雑である。移住先市町は返還の要否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認するなど手続きが煩雑である。	移住支援事業・マッチング支援事業について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局)、住民基本台帳法	内閣府、総務省	福島県、郡山市、須賀川市、上田市、富士市、愛知県、三重県、三宅町、高松市、高知県、久留米市、長崎市、五島市、宮崎県、宮崎市	令和元年度から開始された制度に係る提案であるため、制度改正に伴う支障を検討するのに十分な期間が経過していない。提案団体において現に支障が生じているわけではないことも踏まえ、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
237	兵庫県、神戸市、姫路市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町	B_地方に対する規制緩和	11_その他	公営住宅の許可取消後の家賃相当額回収事務について、私人への一括委託を可能とする見直し	公営住宅法施行令において、滞納家賃と損害賠償金(近傍家賃相当額)の双方について、請求から収納までの事務を一体的に私人に委託できるよう規定すること。	【現状】県営住宅の退去者の滞納家賃の収納事務については、地方自治法施行令第158条の規定により私人委託ができ、債権回収の効率化を図るために債権回収会社及び弁護士に委託している。一方で、当該損害賠償金は滞納家賃に比べて多額となっているが、収納に係る一連の事務(主体となって行う①請求②督促③納付交渉④収納)については、私人委託を認める規定がないため、当県の職員が督促や納付交渉等の収納事務を長期に渡り行っている。【支障】国土交通省が提示した委託可能な事務は、請求書の送付などの事務補助的作業にとどまるため、請求や納付交渉などの収納に係る主体的かつ煩雑な業務は県の職員が改めて行うこととなり、本質的な解決になっていない。滞納に係る一連の債権回収事務であるにもかかわらず、滞納家賃の回収は私人(債権回収業者等)のノウハウ(請求から納付交渉、収納に至るまでの主体的な一元管理による滞納の回収)が活用できるが、損害賠償金については私人のノウハウが活用できず、債権回収業務の効率化に繋がらない。	公営住宅法第29条、第32条、地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条	総務省、国土交通省	苫小牧市、盛岡市、郡山市、ひたちなか市、上田市、富士市、名古屋市、京都市、八尾市、山口県、高松市、福岡県、熊本市	令和元年提案募集管理番号28において、国土交通省からは「本件損害賠償金の徴収について、その額の決定まで含め、包括的に委託を可能とすることが困難」との回答が示された上で、当該提案に対応する措置として発出された「公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないことに基づく損害賠償金の徴収事務の委託について(令和2年3月24日住宅局住宅総合整備課事務連絡)」において、現行法下で私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲が整理されるとともに、委託に係る留意事項が示されたところ。以上の対応を踏まえてもなお改めて議論する必要性が認められるような、当時から的情勢変化や新たな支障事例等が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
246	神戸市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	情報公開等に係る処分における条例と重複する審理手続の適用除外等	情報公開等に係る処分について、次のとおり行政不服審査法の特例を創設する。 各地方公共団体の条例において、行政不服審査法と同様の審理手続を情報公開審査会等の附属機関が行わなければならない旨を定めた場合において、重複する審理手続についての行政不服審査法の規定を適用除外とする。 または審理員を指名しない場合において「審査庁」と読み替えて適用する規定に代えて、情報公開審査会等の実質的審理を行う「附属機関」に読み替えて適用する規定を置く。	本来、「情報」は時間の経過とともにその性質・価値が大きく変わることも想定されるため、迅速な審理手続が行われることが望ましいが、現状、各地方公共団体の条例と行政不服審査法の二重の手続を経る必要があり、迅速性が失われており、同様の手続を二重に行う状態となっている。 具体的に本市においては、情報公開条例に基づく手続について行政不服審査法とほぼ同様の手続を行う旨を定めることで情報公開審査会に実質的審理を委ねているにもかかわらず、行政不服審査法に審査庁が行う旨義務付けられていることにより、類似・重複した審理手続を行わなければならない。 (国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により審査庁における審査手続を省略して、情報公開審査会に諮問することとなっている。)	行政不服審査法第9条第3項、第28条～第42条	総務省	須賀川市、西尾市、北名古屋市、長岡京市	平成30年提案募集管理番号9において同様の提案があり、現在、令和3年度中に結論を得るべく総務省で対応・検討中である。当時の提案から新たな情勢変化等がないため、本年の調整の対象としない。